

平成21年4月24日

MJS判例研究会

戸口 葉子

「流山訴訟／特定非営利活動法人の福祉サービスは収益事業(請負業)」

第一審 千葉地裁 平成16年4月2日判決 棄却

第二審 東京高裁 平成16年11月17日判決 控訴棄却(確定)

I. 事案の概要等

1. 事件の概要

原告の「さわやか福祉の会流山ユー・アイネット」(以下「原告」という。)は平成11年4月に千葉県知事から認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)であり、法人税法(以下「法」という。)7条所定の内国公益法人に当たる。NPO法人設立以前から引き続き行っていた「ふれあい事業」に加え、平成12年2月より流山市からの受託事業を、さらに同年4月からは介護保険事業を開始した。

平成13年5月29日、原告は介護保険事業等及び「ふれあい事業」に係る法人税につき所得金額1,184万6,001円、税額291万1,800円の確定申告をしたが、同年7月3日、「ふれあい事業」は法2条13号所定の収益事業には当たらないことを理由に、同署長に対して所得金額709万1,791円、納付すべき税額を155万8,000円とする更正の請求を行った。これに対し、同署長は平成13年12月11日、原告に対して「ふれあい事業」は収益事業の請負業に当たるとし、納付すべき税額を1,018万6,046円、241万3,800円とする更正をした。原告はこれを不服として異議申し立てをしたが棄却されたため、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、その裁決が出る前に本件「ふれあい事業」は法7条、法2条13号所定の収益事業に該当しないにもかかわらず、本件更正は収益事業に該当するとして同事業から生じた所得に対して法人税を課したものであるから違法であると主張し、納付すべき税額161万2,200円を超える部分の取消しを求めて本件訴えを提起した。

2. 「ふれあい事業」の内容

本件ふれあい事業の内容は次のとおりである。

(1) 会員の種類

- ① 友愛会員(会の目的に賛同して入会した個人会員)
- ② 正会員(会の運営に携わる友愛会員)

③ 賛助会員（会の事業を賛助するために入会した個人又は法人、団体の役員）

(2) 会費及びサービス等

友愛会員となる者は、入会金1,000円、年会費3,000円を支払う。同会員は、会の発行する「ふれあい切符」(1冊8,000円1点100円)を購入することにより以下のサービスを利用することができ、また他の会員に対して同様のサービスの提供に協力することができる。

なお、サービスの必要が消滅した場合、ふれあい切符の残券についてはこれを現金で払い戻す。

① 家事サービス（炊事、洗濯、掃除、買い物代行、留守番、病院との連絡等）

② 介助、介護（洗髪、爪切り、産前産後の手伝い、その他簡単な介護）

③ その他のサービス（話し相手、朗読、代筆、各種相談、助言、力仕事、散歩の同行、協力者の送迎、その他）

④ 通院外出介助

友愛会員は、これらのサービスを利用したい時は会の事務局に電話等により日時、内容を申し出る。利用者は仕事が終了したときは、所定の書面に確認の署名、捺印の上、利用時間相当分の謝礼として現金の授受に代えて上記「ふれあい切符」により決済する。このふれあい切符は会において現金交換されるか時間預託点数として利用される。サービス利用者の支払う謝礼は1時間当たり8点＝800円（超過料金は30分につき4点＝400円）で、その内サービス提供者（協力者）が謝礼として1時間当たり6点＝600円（超過料金は30分につき3点＝300円）を受領し、残りの2点＝200円（超過料金は30分につき1点＝100円）は事務運営費として会へ寄付することとなる。

3. 裁判所において確認された事実

原告は、本件事業年度当時は、本件事業と受託事業の会計処理は同一の経理担当者が同じ帳簿を使用して行っていた。（なお、平成13年9月以降は本件事業と受託事業の帳簿等を別にし、同年4月から平成14年3月までの事業年度に係る決算においても、両事業を区別して決算処理をしている。）

4. 事案の争点

上記2の原告が有償ボランティアとして行っている「ふれあい事業」は法人税法施行令5条1項10号所定の請負業又は同項17号の周旋業に該当し、法人税法7条、同2条13号所定の収益事業に該当するか否か。

II. 争点についての主張

1. 法人税施行令5条1項10号「請負業」の意義等
(原告の主張)

法人税施行令5条1項10号「請負業」は、民法から借用されたものであり、民法632条所定の請負の概念と同一であるから、①一定の仕事の完成の約束の存在及び②対価としての報酬の支払の存在を要件とするものと解される。法人税施行令5条1項10号所定の「請負」は民法632条所定の請負とは異なり、一定の役務の提供をすることにより対価を得る事業を広く含む、法人税法独自の概念であるとする被告の解釈は、租税法律主義の趣旨に反するものであり許されない。

当該事業において提供されるサービスは、「一定の時間におおむね提供できる不特定のサービスをしてほしい」という趣旨の依頼に応じて、その時間内で可能な範囲で行われる不特定かつ非定期的な活動であって、特定の仕事を完成させるという性質のものではない。

また「ふれあい切符」は善意のサービス提供に対する謝礼の趣旨で贈与されるものであり、客観的にもその地域における最低賃金にも満たない額であって、労働市場の価値としては極めて低額であるから報酬とは言えず、本件事業によるサービスの提供は報酬の支払いを伴わないものである。

さらに、本件事業によるサービスが「請負」の履行であるならば、その結果、瑕疵担保責任が生じることが典型的に予想されるはずであるが、サービス提供について民法634条「仕事ノ目的物に瑕疵アルトキ」の瑕疵担保責任を生じた事例は皆無であり、累計としても想定できない。

以上のことから本件事業は法人税施行令5条1項10号所定の「請負」には当たらない。

(被告の主張)

法人税施行令5条1項10号「請負業」においては、「請負業」の文言に続けて「(事務処理の委託を受ける業を含む。)」と規定して、民法632条所定の請負に限定せずに同法643条の委任及び同法656条の準委任をも対象とする旨を明らかにしており、一定の役務を提供することにより対価を得る事業を広く含むものと解すべきである。

本件原告の事業は、一定の役務を提供して対価を受けるものである。また、原告はサービスの提供に対して支払われる対価が市場価格に比して低額であることを理由に対価性を否定するが、そもそも原告は営利を目的としないことが条件とされる特定非営利活動法人なのであるから、受領する報酬が市場価格に比して低額であることは何ら不自然ではなく、当該事業は法人税施行令5条1項10号「請負業」に該当する。

2. 「ふれあい事業」におけるサービス提供の主体者

(原告の主張)

原告は、会員間のふれあい活動を推進するために会員の依頼に応じて両者を紹介する等連絡、調整を行っているものである。サービス提供に係る契約関係は、利用する会員と提供する会員との間で生じるものであり、原告はサービス提供を請け負う契約当事者ではない。

(被告の主張)

本件事業は、サービスの利用の依頼から提供者の選定・派遣、対価としてのふれあい切符の金額及び支払先、苦情の対応に至るまで、全て原告が定めた運営細則に従って原告の管理の下に実行されており、原告はまさに本件事業の主体者であるというべきである。

3. 法人税法2条13号所定の収益事業の意義

(原告の主張)

法人税法が想定している公益法人等の収益事業とは、非営利法人が収益を法的に分配しないことを除いて、営利法人と同様の収益を上げる以下の基本構造を持つものに限定すると解される。

- ① 収益を上げる目的を有していること。
- ② 収益を上げるのに必要な人的、物的設備を有していること。

(被告の主張)

法人税法が収益事業としてこれによる所得を課税対象としている事業は、事業活動が営利法人等と競合するため、公平原則を働かせるべき事業であって、必ずしも営利法人と同様の収益を上げるための基本構造を持つものに限定されるものではない。

4. 法人税法施行令5条1項17条周旋業の意義等及び原告が本件事業により受領する200円は寄付金に該当するか周旋による報酬に該当するか。

(原告の主張)

周旋とは、他人のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次ぎ等を行うことをいうが、収益事業に対する課税は、収益から経費を差し引いた剰余金に課税するものであり、剰余金が生じない仕組みになっているものまで課税することは予定しておらず、同令に所定する周旋業とは、行う事業で対価の授受を要件とすると解すべきである。

本件事業において受領する1時間当たり200円の金員が寄付であるか、それとも周旋業の対価であるかは周旋手数料の実勢価格とのバランスという客観面及び協力会員の主観面の両方を総合的に考慮して決定されるべきものであると解される。

当該事業によって原告が受領する金員は以下の点から寄付金であると認められる。

- ① 職業紹介等の周旋業における手数料相場を遥かに超過していること。
- ② 会員は、サービス利用者が1点800円のうち200円を事務運営費として寄付することを定めて運営細則に従う意思を持って会員になっていると認められること。
- ③ 寄付をつのる際に心理的負担をかけないようにするため、寄付の金額を一口いくらと定めることは通常行われていることである。

(被告の主張)

法人税法施行令5条1項17条に定める周旋業とは他人のために商行為以外の行為の媒

介、代理、取次ぎ等を行うものと解される。

寄付とは民法上の贈与であり、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が承諾をなすことでその効力を生ずる契約であるから無償性を有するものでなければならない。従って任意に財産が出捐された場合であることを要件と解されるが、本件事業では原告の定めた運営細則に基づく200円相当の出捐が、サービス利用会員から反復継続的に実行されており、任意性がなく有償性があることは明らかであり、寄付とは認められず、周旋業の対価としての報酬と認められる。よって当該事業は法人税法施行令5条1項17条に定める周旋業に該当する。

Ⅲ. 裁判所の判断

1. 第一審千葉地裁判決

(1) 法人税法施行令5条1項10号「請負業」の意義

法人税法施行令5条1項10号は、法人税法2条13号の収益事業の1つとして「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの」を上げ、そのイにおいて「法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理に必要な経費を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件を備えるもの」としている。このような文言からすれば、同号による「請負業」は、民法632条所定の請負を反復継続して業と行うものに限定されず、委任（民法634条）あるいは準委任（同法656条）を反復継続して業として行うものを含むことは文理上明らかである。

(2) 「ふれあい事業」におけるサービス提供の主体者

提供するサービスの種類は原告の運営細則に限定列挙されている。またサービスの利用、提供、利用会員の金銭的負担額及びその履行の具体的な手続き、サービス提供に対する苦情処理等の本件事業の遂行に必要な手続きも全て原告が主体となって手続きを進める形で原告の運営細則に定められており、現実にも本件事業に伴う手続きは全て原告が主体となって行われていることが認められる。以上のことから、本件事業を管理・運営・遂行し、会員にサービスを提供している主体は原告であり、原告は協力会員をサービス提供の履行補助者として自ら会員に対しサービス提供を行っているものと認めるのが相当である。

(3) 法人税法2条13号所定の収益事業に該当するか

本件事業は、その実態を(1)に照らし合わせ、法人税法施行令5条1項10号所定の請負事業に当たるから、同法2条13号所定の収益事業に該当する。

(4) 原告が本件事業により受領する200円（1時間当たり）は寄付金に該当するか。

利用会員が謝礼として原告に対する事務運営費として寄付するという負担額は、これが謝礼ないし寄付という贈与であれば、これを行うかどうか及びどのような内容でこれを行うかは最終的にはサービス利用会員の自由な意思決定に委ねられるべきものであるところ、本件事案は原告の運営細則は「謝礼及び寄附」という文言を用いてはいるものの、その規

定からすれば負担の有無及び負担内容の決定をサービス利用会員の自由意志に委ねられているものとは認めがたく、原告の贈与であるという主張は採用することができない。

2. 第二審東京高裁判決

上記 1(1)～(4)については、第一審の判決を支持。ただし、当該事業におけるサービスの提供は労働ではなく「ボランティア活動」であることを認め、現行法の解釈、運用としては収益事業として課税することはやむを得ないが、控訴人の「このような課税がボランティアのインセンティブを喪失させ、社会が必要としている活動を障害する。」という主張は立法論としては傾聴すべきであるとしている。

IV. 争点についての検討

1. 本件事業は、法人税施行令 5 条 1 項 1 0 号「請負業」又は同令 5 条 1 項 1 7 条「周旋業」に該当するか。

原告は「請負」について民法上の概念から捕らえて主張を行っている。しかし、「請負業」については法人税法 2 条 1 3 号の収益事業の 1 つとして法人税施行令 5 条 1 項 1 0 号において「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの」と定められており、民法 6 3 2 条の「請負」をそのまま借用概念として採用することは適当ではないと考える。

そこで本件事業は、法人税施行令 5 条 1 項 1 0 号で請負業から除外するものとして列挙されている 4 項目（イ～ニ）には該当しないため、事務処理の委託を受ける業に該当するか否かが判断基準となる。

事務処理の委託を受ける業とは基本通達 1 5-1-2 7 に「他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の提供（以下略）」と掲げられている。本件事業で行っている「サービスの提供を受けたい会員の依頼に応じてサービスを提供する会員を紹介する等」という行為はこのうちの情報の提供に当たると考えられることから法人税施行令 5 条 1 項 1 0 号「請負業」に該当すると思われる。

なお、当該事業は事業の内容だけを見ると「他の者のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次ぎ等を行う」とする法人税基本通達 1 5-2-4 4 の周旋業の内容に近いものと考えられるが、次の 2 に述べるようにサービス提供の主体者が原告と認められることから、法人税施行令 5 条 1 項 1 7 号の「周旋業」ではなく法人税施行令 5 条 1 項 1 0 号の「請負業」に該当すると考える。

2. 「ふれあい事業」におけるサービス提供の主体者はだれか。

「ふれあい事業」は、提供するサービスの種類及び利用、提供、利用会員の金銭的負担額等、全てが原告の運営細則に基づいて行われている。また、原告は本件事業における援助サービス中に生じた事故について、協力会員の故意又は重大な過失があった場合には協

力会員の責任とすることとされているが、それ以外の責任の帰属が不明な事故については、原告の事務局に連絡をし、原告の事務局が誠意をもって対応することとしている。さらに高裁判決の中で述べられているように、こうした事故の発生に備えて原告が契約者となって損害保険に加入している事実が認められている。こうした事実から総合的に判断すると、本件事業における遂行責任者＝主体者は原告であると考えざるをえない

3. 原告が本件事業により受領する200円（1時間あたり）は寄付金に該当するか。

寄付金という贈与は、第一審の判決の中にもあるように、贈与者の自由な意思に基づいて行われることが原則である。原告はサービス利用者が会員になり、ふれあい切符を購入した時点で寄付をする意思表示をしたと主張するが、事務運営費としてサービス利用毎に原告に200円を支払うことは任意ではなく必須であり、かつ金額が予め原告の運営細則で定められている。こうした実態を照らし合わせると、名称は「寄付金」としていても税務上の寄付金と認めることは難しいと思われる。

また、原告はサービスを提供した会員が受領する金員が低額であること及び原告が受領する200円（1時間あたり）という金員が職業紹介等の周旋業における手数料相場（対価に対する周旋手数料の割合）を遙かに超過していることを寄付金とする理由の一つとして述べているが、原告の当該事業は法人税基本通達15-2-28の（実費弁償による事務処理の受託等）には該当せず、また法人税法においては金額の多少は収益事業の判断基準としては定められていないため、当該主張を寄付金であることの理由として認めることは妥当ではないと考える。

4. 結 論

以上のような考察から、当該事案の原告が有償ボランティアとして行っている「ふれあい事業」は法人税法施行令5条1項10号所定の請負業に該当し、法人税法7条及び同2条13号所定の収益事業に該当するとした地裁及び高裁の判決を指示するものである。

ただし、現在の税法に照らし合わせて判断をすると上記のように当該「ふれあい事業」は収益事業に該当すると判断せざるをえないが、当該事業が原告の収益目的で運営されているのではないことは誰の目からみても明らかではないだろうか。高裁で述べられているように、こうした収益の確保を目的としないボランティア活動の謝礼的な性格を持つ現金等の授受について他の一般の収益事業と同様に課税を行うということには、今後立法的に検討していく必要があると感じている。

V. 控訴断念後の立法的運動

東京高裁の判決後、原告は判決について「会員相互間で行われるボランティア活動を、いかに税法の技術的解釈だからとはいえ請負業だというのは常識にそぐわず、ボランティアの意欲を阻害する。」としながらも、当該事業におけるサービスの提供を労働ではなく「ボ

ランティ活動」と認めていること。また今後はボランティア及びスタイペンド(謝礼)について立法的に運動を進めていくという理由で控訴を断念する旨の声明を発表した。

声明文では述べられていないが、高裁において当該事業におけるサービスの提供が労働ではなく「ボランティア活動」と認められたことにより、サービス提供者である会員が受け取っている金員に対して源泉所得税が課税される心配がなくなったことも控訴断念の一つの理由ではないかと推察される。

アメリカでは、1999年12月に可決され制定された国内ボランティア振興法により労働者に支払われる賃金とボランティア活動に対して謝礼として支払われる金員=スタイペンドが明確に区別されている。スタイペンドの金額は、活動の種別と高齢者、学生、低所得者等によるボランティアの区別に応じて決められており、その額は概ね最低賃金以下の設定となっている。

控訴断念後、原告のさわやか福祉財団の理事長であり当該裁判の主任弁護士であった堀田 力氏は、このアメリカで法制上確立されているスタイペンドを日本でも認知させ、労働とボランティアとの区別を明確にし、ボランティア活動を法の規制から解放して活性化を図ることを目的として下記ような「ボランティア認知法案の骨子」を公表する等「ボランティア認知法」の立法運動を積極的に行っている。

(ボランティア認知法案の骨子)

第1条 適用範囲

労働関係を規制する法令における労働その他の用語、及び税について規定する法令における収益事業そのほかの用語であって、有償性もしくは無償性、報酬性(対価性、対償性その他、提供される財の市場価値をこれとの交換において支払う性質をあらゆるすべての用語を含む)、または、収益性の有無を要素とするものの解釈は、この法律による。

第2条 ボランティア

1. ボランティアとは、雇用契約によらず、他者のために、自発的に無償でサービスを提供する者をいい、ボランティア活動とは、ボランティアによるサービスの提供をいう。
2. ボランティア活動は、労働と区別される。
3. サービスの受益者またはボランティア活動もしくは支援する者が、サービスに対して金品を提供した場合において、サービスに対する報酬としてではなく、その実費の負担またはこれに対する謝礼として提供したときは、そのサービスは無償で提供されたものとみなす。
4. サービスに対して提供された金品の価格が当該サービスの市場価格の五分の四以下であるときは、当該金品は謝礼として提供されたものと推定する。その価格が最低賃金以下であるときは、謝礼として提供されたものとみなす。ただし、サービスを提供する者が、ボランティア活動としてではなく、労働としてこれを提供したときは、この限りではない。

VI. その他

当該財団法人の役員は報酬の支給を受けていないという。法人税の問題だけを考えてタックスプランニングをするならば、役職員等に対し相当の報酬を支給すれば節税をすることは容易である。しかし、NPO法人の役職員は一般的に事業活動から報酬を受領することを望まない傾向が強いようである。

NPO法人を運営していく上での大きな課題は資金繰りである。行政等の補助金や個人・法人の寄付金だけで賄うには限界がある。そこで事業を維持、運営するために収益事業が必要となる場合が生じるが、NPO法人の基本であるボランティア精神は自らの活動を収益という形に結びつけることを好まない。少しずつ意識の変化が進んではいるが、日本ではまだボランティアとは無償の行為であるという概念が強いことに起因するのではないかと思われる。

今回この事案を検討して、堀田氏が提言されているように、日本においてもスタイペンドを一般に広く認知させていくとともに法的に確立していくことがNPO法人のボランティア活動の発展には必需だと感じた。

当該事案は、日本におけるNPO法人及びボランティアの課題を公に提示して注目を集め、議論を喚起して立法運動を押し進めたという意味で意義のある裁判であったのではないかと思う。

なお、判決後平成20年12月から施行された公益法人等に係る税制改正により、公益法人等の収益事業の課税に対して一定の改正がみられたが、一般のNPO法人についてはこの法律の対象外となっている。

(参考文献)

- ・堀田 力 オフィシャルホームページ「堀田NET」
- ・さわやか福祉財団ホームページ
- ・税務事例V o 1 . 3 7 明治学院大学法学部教授 渡辺 充「有償ボランティア活動とNPO法人の収益事業課税－いわゆる流山訴訟－」
- ・税務事例V o 1 . 3 8 税理士 永橋 利志「NPO法人の提供する『ふれあいサービス』事業は収益事業たる請負業に該当するとされた事例」
- ・労働政策研究・研修機構 J I L P T 研究員小野 昌子「『有償ボランティア』という働き方－その考え方と実態」

(参考条文)

法人税法第2条13号(収益事業)

販売業、製造業そのほかの政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

法人税法第5条(内国法人の課税所得の範囲)

内国法人に対しては、各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の所得について各事業年度の所得に対する法人税を、清算所得について清算所得に対する法人税を課する。

法人税法施行令第5条第1項(収益事業の範囲)

法第2条第13号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

(1～9号及び11～16号並びに18～33号省略)

10号 請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用をこえないことが法令の規定により明らかなことそのほかの財務省令で定める要件を備えるもの

(以下ロ～ニ省略)

17号 周旋業

法人税基本通達15-1-27(請負業の範囲)

令第5条第1項第10号《請負業》の請負業には、事務処理の委託を受ける業が含まれるから、他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供、手形交換、為替業務、検査、検定等の事業(国等からの委託に基づいて行うこれらの事業を含み、同号イからニに係るものを除く。)は請負業に該当するが、農産物等の原産地証明書の交付等単に知っている事実を証明するだけの行為はこれに含まれない。

法人税基本通達15-1-28(実費弁償による事務処理の受託等)

公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償(その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。)により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間(おおむね5年以内の期間とする。)を限って所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあ

つては、所轄国税局長。以下15-1-53において同じ。)

の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。

法人税基本通達15-1-29(請負業と他の特掲事業との関係)

公益法人等の行う事業が請負又は事務処理の受託としての性質を有するものである場合においても、その事業がその性格からみて令第5条第1項各号(収益事業の範囲)に掲げる事業のうち同項第10号以外の号に掲げるもの(以下15-1-29において「他の特掲事業」という。)に該当するかどうかにより収益事業の判定をなすべきものであるとき又は他の特掲事業と一体不可分のものとして課税すべきものであると認められるときは、その事業は、同項10号《請負業》の請負業には該当しないものとする。

法人税基本通達15-1-44(周旋業の範囲)

令第5条第1項第17号《周旋業》の周旋業とは、他の者のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次ぎ等を行う事業をいい、例えば不動産仲介業、債権取立業、職業紹介所、結婚相談所等に係る事業がこれに該当する。

法人税法第7条(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第5条(内国法人の課税所得の範囲)の規定に関わらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。

法人税法施行令6条(収益事業を営む法人の経理区分)

公益法人等又は人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。

民法第632条(請負)

請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シテ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

民法第634条(請負人の担保責任-瑕疵の修補)

①仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ対シ相当ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補を請求スルコトヲ得但瑕疵カ重要ナラサル場合ニ於テ其修補カ過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

②注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三条（同時履行の抗弁権）ノ規定ヲ準用ス

民法第643条(委任)

委任ハ当事者ノ一方カ法律行為ヲ為スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其効力ヲ生ス

民法第656条(準委任)

本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス